

社会福祉法人 「沖縄松楓会」

役員等報酬規程

社会福祉法人 沖縄松楓会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 沖縄松楓会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員をいう。

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、責任、役割、及び職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、評議員会の承認を経て支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等については、次のとおり日当を支給する。

(1) 会議(※)及び監事監査 日額 20,000円

(2) その他法人業務(1時間未満) 日額 10,000円

※ 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会。

3 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。ただし職員給与に加え役員兼任手当として、役職に応じ次のとおり支給する。

(1) 理事長 月額 30,000円

(2) 業務執行理事 月額 20,000円

(3) 理事 月額 10,000円

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項及び3項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月10日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(見舞金、弔慰金)

第5条 役員等が長期(2週間以上の入院又は1ヶ月以上の療養)の病気、けが等の治療等のため入院又は療養した場合、見舞金として1万円を支給することができる。

また、役員等並びに役員等の親族(配偶者、子、父母及びそれ以外の同居の親族に限る)の死亡に対して、弔慰金として次の金額を支給するほか、葬儀に際して広告、供花及び弔電を供えることができる。

(1) 役員等の死亡 10,000円

(2) 役員等の配偶者、子、父母の死亡 5,000円

(3) 役員等のそれ以外の同居の親族 5,000円

2 役員等が職員である場合は、慶弔見舞金支給規程に基づくものとし、別途これを支給しない

い。

- 3 役員等、元役員等または支給が適当と認められる者で、特に功労があった場合等、理事長の決定により本規程金額を増額し、あるいは特別に支給することができる。

(公 表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成23年3月1日から施行する。
2. この規程は、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)をもって現行を廃止し、平成29年6月22日から施行する。
3. この規程は、第1条を一部改正、新たに第5条を挿入し以下条文を繰り下げ、平成30年11月1日から施行する。
4. この規程は、第3条を一部改正し、令和3年7月1日から施行する。

役員等報酬表

号 俸	月 額
1	30,000
2	50,000
3	70,000
4	90,000
5	110,000
6	130,000
7	150,000
8	170,000
9	190,000
10	210,000
11	230,000
12	250,000
13	300,000
14	350,000
15	400,000
16	450,000
17	500,000